

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表する。

平成 23 年 6 月 7 日

上越市監査委員 大原 啓 資

上越市監査委員 勝 島 朝 子

上越市監査委員 山 崎 一 勇

第 1 監査の種類

行政監査

第 2 監査の期間

平成 23 年 1 月 7 日から平成 23 年 5 月 31 日

第 3 監査対象事務

高額重要備品（1 件 100 万円以上）の管理について

第 4 監査の目的

市の保有資産に関する情報を正確に把握し、記録・管理することが重要である。特に物品は保有資産の中でも移動が可能で、また、数も多いため、盗難、紛失などのリスクが高く、より適切な管理が必要とされる。

市では、上越市物品管理規則に基づき備品の適切な管理、運用に努めているが、その管理等については、これまでの定期監査において全庁的な共通項目として監査を実施してお

り、備品台帳への登録がないものや使用不能な備品をそのまま放置しているなど、不適切な事務処理が散見されたことから、その都度改善について指導してきたところである。

今回、より厳格な管理が求められる高額重要備品が適正に管理され、また、有効に活用されているかなどを着眼点として、それらの実態を調査するとともに今後の物品管理事務の適正化に資することを目的として行政監査をする。

第5 監査の方法

全部局（ガス水道局を除く）を監査対象とし、保有する取得価格（または評価額）が1件100万円以上の備品について備品台帳等の提出を求め、監査の着眼点に基づき、書類の審査及び現存調査を行った。また、必要に応じて関係職員の説明を聴取した。

なお、この報告書に記載する「重要備品」とは、地方自治法施行令第166条第2項に規定する決算書附属書類「財産に関する調書」に記載されている、取得価格が1件100万円以上の備品のことをいう。

第6 監査の着眼点

1. 備品の管理状況について

（1）備品管理システム上の台帳整理が適切に行われているか

注）備品管理システム：効率的な備品管理を目的としシステム化したもの

（2）備品の保管方法、保管場所は適切か（備品の実存の確認）

（3）備品票は適切に貼付されているか

（4）登録漏れはないか

2. 備品の活用状況について

（1）取得目的に沿った活用がされているか

（2）活用頻度はどうか

（3）遊休備品はないか

3. 取得、廃棄、所管換等の手続きについて

（1）備品の取得に係る手続きは適正か

（2）備品の廃棄、所管換に係る手続きは適正か

4. その他

（1）工事請負費で取得した備品（建物と一体となったもの）の状況

第7 監査結果

1 高額重要備品の保有状況

(1) 分類別

物品管理規則における1件100万円以上の高額重要備品の分類は、次のとおりである。

表1

(件・%・円)

大分類	中分類	数量	構成比率	金額
1 庁用器具類		749	28.1	1,846,115,640
	机類	10		22,384,180
	いす類	7		16,181,550
	たな、書庫及び箱類	72		124,183,846
	たんす類	2		16,403,375
	おけ類	2		2,280,800
	黒板類	1		1,200,000
	厨房用器具類	169		302,035,447
	冷暖房用具類	12		50,863,600
	調度品類	224	8.4	938,689,559
	電気器具類	25		49,695,850
	消防関係器具類	206	7.7	272,711,306
	その他(標札類ほか)	19		49,486,127
2 事務用器具類及び公印類		106	4.0	329,511,908
	事務用機械類	106		329,511,908
3 被服及び寝具類		2	0.1	8,434,896
	寝具類	2		8,434,896
4 船車及び船、車用具類		699	26.2	3,498,448,052
	車両	689	22.1	3,479,800,652
	自転車	2		5,250,000
	その他	8		13,397,400
5 標本及び見本品類		8	0.3	44,641,000
	各種標本類	8		44,641,000
6 教養及び体育用品類		263	9.8	725,542,329
	教養、娯楽及び演芸用品類	180	6.7	419,083,215
	体育用品類	80		299,962,406
	小中学校義務教育教材類	3		6,496,708
7 医療及び試験研究器械類		224	8.4	942,323,911
	一般医療器具類	221		936,232,781
	分析、試験及び研究器械類	3		6,091,130
8 測量測定観測器械類		42	1.6	95,179,430
	測量器具類	1		1,957,000
	気象観測器具類	4		5,777,730
	計量、検定及び測定器具類	30		75,385,700
	写真機類	5		8,559,000
	その他	2		3,500,000
9 農業及び建設用機械類		182	6.8	2,022,086,209
	農業・園芸用機械	10		16,555,500
	農業・園芸用器具類	16		27,871,460
	建設機械	154		1,974,078,749
	建設用器具及び工具	2		3,580,500
10 諸機械類		193	7.2	1,535,937,187
	工作機械類	3		6,514,200
	印刷機械類	1		2,257,500
	通信機械類	73		672,112,304
	その他	116		855,053,183
11 図書類		98	3.7	163,569,000
	地図及び掛図	95		141,075,000
	各種法令規則書	1		1,715,000
	その他	2		20,779,000
12 雑品		103	3.8	247,145,576
	他の分類に属さない物品	103		247,145,576
合計		2,669	100.0	11,458,935,138

平成 22 年 12 月 31 日現在、上越市の重要備品は 2,669 件登録されており、取得価格の合計は約 114 億 5,800 万円となっている。

分類別で見ると、大分類別では、絵画・彫刻等の調度品、小・中学校、保育園で使用している厨房関係等の庁用器具類が 749 件（28.1%）、庁用車などの車用具類が 699 件（26.2%）を占めている。

また、中分類では、車両 689 件（22.1%）、調度品類 224 件（8.4%）、心電計などの一般医療器具類 221 件（8.3%）、小型動力ポンプなどの消防関係器具類 206 件（7.7%）、ピアノなどの教養、娯楽及び演芸用品類 180 件（6.7%）の順となっている。

（ 2 ）部局別保有状況

高額重要備品の部局別保有状況は、次のとおりである。

表 2

（件・%・円）

部局名	数量	構成比率	金額
総務管理部	360	13.5	1,166,563,214
総合政策部	43	1.6	148,768,449
自治・市民環境部	996	37.3	5,022,880,906
健康福祉部	279	10.4	1,091,341,212
産業観光部	21	0.8	497,459,992
農林水産部	24	0.9	188,427,470
都市整備部	154	5.8	973,976,445
教育委員会	774	29.0	2,325,934,010
議会事務局	2	0.1	8,500,000
選挙管理委員会	14	0.5	27,847,890
農業委員会事務局	2	0.1	7,235,550
会計課	-	-	-
監査委員事務局	-	-	-
合計	2,669	100.0	11,458,935,138

13 区の総合事務所（総務・地域振興、産業建設、市民生活・福祉グループを含む）が所属する自治・市民環境部が 996 件（37.3%）、教育委員会（各区教育・文化グループ含む）が 774 件（29.0%）、消防関係器具類等を多数保有する防災危機管理課が所属する総務管理部が 360 件（13.5%）などとなっている。

各部局が保有する主な高額重要備品は、次のとおりである。

表 3

部局名	備品名	部局名	備品名
総務管理部	小型動力ポンプ 小型動力ポンプ積載車	都市整備部	小型除雪機 ブロンズ像
総合政策部	体操用着地マット	教育委員会	ピアノ、絵画
自治・市民環境部 (各区総合事務所 含む)	小型動力ポンプ 除雪機	議会事務局	庁用車、机
健康福祉部	各種診断測定機器 心電計	選挙管理委員会	投票用紙分類機 選挙システムソフトパ ッケージ
産業観光部	スタンドグラス装置 甲冑	農業委員会事務局	農家農地基本台帳シス テム、庁用車
農林水産部	除雪車、冷蔵冷凍機		

(3) 取得価格別状況

高額重要備品を取得価格別でみると、次のとおりである。

表 4

(件・%・円)

区 分	件 数	構成比率	取 得 価 格
100万円以上 200万円未満	1,421	53.2	1,997,122,349
200万円以上 300万円未満	428	16.0	1,062,977,877
300万円以上 400万円未満	259	9.7	903,281,037
400万円以上 500万円未満	102	3.8	437,163,759
500万円以上 1,000万円未満	189	7.1	1,307,467,212
1,000万円以上 2,000万円未満	164	6.1	2,346,041,552
2,000万円以上 3,000万円未満	80	3.0	1,956,052,297
3,000万円以上 1億円未満	24	1.0	916,857,055
1億円以上	2	0.0	531,972,000
計	2,669	100.0	11,458,935,138

100万円以上 200万円未満の高額重要備品は1,421件であり、全体の53.2%を占めている。また、3,000万円以上のものは26件であり、主なものは除雪車12台のほか、絵画・ブロンズ像3件、防災無線装置3件などである。

最も高額なものは、上越ものづくり振興センターが保有する「樹脂製造設備及び射出成形機」で3億7,485万円となっている。

(4) 取得事由別状況

高額重要備品を取得区分別でみると、次のとおりである。

表5 (件・%・円)

区 分	件 数	構成比率	取 得 価 格
購入	2,421	90.7	10,125,152,700
寄贈・交換	179	6.7	777,152,275
発生・発見	37	1.4	242,847,600
その他	29	1.1	305,582,563
生産・撤去	3	0.1	8,200,000
計	2,669	100.0	11,458,935,138

購入による高額重要備品の取得が2,421件であり、全体の90.7%を占めており、寄贈などが179件(6.7%)となっている。寄贈の主なものは絵画・彫刻などの美術品114件などである。

注) 発生・発見：作業、製作、工作等による複製品

生産：看板などを製作し備品としたもの

撤去：建物などに設備として設置されたものを、建物の解体等により建物から取り外し、備品としたもの

(5) 保有年数別状況

高額重要備品を保有年数別でみると、次のとおりである。

表6 (件・%・円)

区 分	件 数	構成比率	取 得 価 格
1年未満	67	2.5	436,551,230
1年以上 5年未満	431	16.1	2,256,544,475
5年以上 10年未満	719	26.9	3,064,941,894
10年以上 15年未満	584	21.9	2,296,538,201
15年以上 20年未満	428	16.0	1,583,690,371
20年以上 30年未満	405	15.2	1,714,534,367
30年以上	35	1.3	106,134,600
計	2,669	100.0	11,458,935,138

高額重要備品の保有年数が5年以上10年未満のものが719件(26.9%)、10年以上15年未満が584件(21.9%)であり、30年以上の長期保有が35件(1.3%)となっている。

30年以上経過している高額重要備品の主なものは、ピアノ6件、展示用科学機器5件などである。

(6) 所管課・機関等別保有状況

高額重要備品を50件以上保有する課・機関等は、次のとおりである。

表7

(件)

区分	100万円 以上 200万円 未満	200万円 以上 300万円 未満	300万円 以上 400万円 未満	400万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 2千万円 未満	2千万円 以上 3千万円 未満	3千万円 以上	計
防災危機管理課	256	42	27	-	8	7	7	3	350
健康づくり推進課	59	34	22	12	28	14	3	-	172
教育総務課	113	31	11	-	1	2	-	-	158
総合博物館	32	35	23	30	13	4	1	-	138
板倉区 総務地域 振興G	39	33	-	-	2	2	3	-	79
道路課	43	2	2	1	4	20	5	1	78
大島区 総務地域 振興G	36	9	2	5	4	2	1	2	61
浦川原区 産業建設G	12	22	6	1	3	6	9	-	59
図書館	37	14	3	-	1	1	-	-	56
大湊区 教育文化G	41	4	6	1	2	-	1	-	55
合計	668	226	102	50	66	58	30	6	1,206

小型動力ポンプなどの消防関係器具類や消防車両を多数保有する防災危機管理課が、350件、全体の13.1%を保有している。

2 現存調査

(1) 調査対象

高額重要備品の全件数2,669点のうち、下記の備品を調査対象から除外するとともに、小・中学校及び保育園については、高額重要備品を多数保有する学校等(小学校6校、中学校2校、保育園3園)を抽出し、現地において実存の確認等調査を実施した。

<調査対象外としたもの>

- ・自動車類、消防ポンプ、防災関係の通信機器等 1,148件
- ・診療所、地域医療センター病院関係 172件
- ・デイサービス、ケアハウス、老人ホーム等福祉施設関係 56件

(2) 調査件数

459件

(3) 分類別

実存の確認調査を行った高額重要備品の分類は、次のとおりである。

表 8

(件・円)

大分類	数量	取得価格	主な高額重要備品
1 庁用器具類	255	847,776,468	絵画、書架、食器洗浄機
2 事務用器具類及び公印類	34	71,048,077	コンピューター関連機器 自動券売機
5 標本及び見本品類	6	35,995,000	動物剥製・レプリカ、模型 どぶね
6 教養及び体育用品類	89	342,528,611	音響機器、体操用具 グランドピアノ
7 医療及び試験研究器械類	5	11,617,100	ケアリフト、浴槽 ストレッチャー
8 測量測定観測器械類	5	7,111,850	風向風速計、濃度測定器、時計
9 農業及び建設用機械類	3	5,470,500	エアシャワー、蓄電池
10 諸機械類	15	61,948,213	ボイラー、電気炉 屋外受信拡声装置
11 図書類	2	20,494,000	例規集、古文書
12 雑品	45	155,235,820	得点表示板、甲冑、ステージ幕
合 計	459	1,559,225,639	

3 監査結果 (書類審査及び現存調査結果)

重要備品の管理については、おおむね適正に管理及び活用されていると認められたが、一部の備品について、管理手続きの不備なものや今後の有効活用に向けて改善・検討を要するものが見受けられた。

(1) 備品の管理状況について

1) 備品の管理システム上の台帳整理は適切に行われているか

物品管理規則(以下「規則」という。)第 37 条では、「物品出納員及び物品管理者は、備品を適切に管理するため、備品管理簿を備え、備品の管理に必要な事項を明らかにしておかなければならない。」とし、また、同規則 37 条の 2 では「備品出納簿を備え、整理しておかなければならない。」としている。備品管理の現状は、規則に基づき備品管理システムにより管理しているが、同じ種類の複数の備品を登録する場合において個々に登録しているケースや、複数の備品をまとめて一式として登録して

いるケースなどのほか、それらが混在している事例が多数見られた。また、一つの備品を重複して登録しているものが散見された。

なお、今回の行政監査において重要備品が亡失している等の状況はなかった。

また、備品台帳については、備品の分類面で統一的に整理されていないものが多く、例えば、同種・同等の備品であるにもかかわらず、異なった分類に区分されているものが散見された。現行の物品管理規則では、想定される分類・区分を例示しているが、規則の制定以降、物品の内容も変化・多様化しており、現状に適った種類や分類、区分を設定する必要があると思われる。

なお、1件100万円以上の高額重要備品については、決算書附属書類として「財産に関する調書」に報告されているが、物品管理規則の中に定義付けされていないことから、高額重要備品とする取得価格(金額)を含め、その位置付けや基準を明確化するため、規則などを整理されたい。

2) 備品の保管方法、保管場所は適切か

高額重要備品の保管場所の状況はおおむね良好であったが、一部に、倉庫などに山積み状態で保管しているものが見受けられた。

備品は公金により取得されたものや市民などから寄贈を受けた市民共通の財産であることから、日常的な維持管理は現金と同じように適正に行わなければならない。保有する備品の保管場所や保管状況を改めて確認するとともに、適切な維持管理に努められたい。

3) 備品票は適切に貼付されているか

規則では、「備品の供用状況を把握するため、備品に備品票を貼り付け、また、貼り付けることが困難である場合や適当でないときは他の方法によることができる。」とし、高額重要備品の取得年度や所管を明確化している。

備品票はおおむね規則どおりに貼付されていたが、絵画・彫刻などの美術品、ピアノなど楽器類、遊具類、緞帳等は、備品票の貼り付けが困難である、あるいは適当ではないという理由により貼り付けてないものが多数見受けられた。

また、備品票が付されているものの、不鮮明で判読できないもの、備品の所管換が行われているにもかかわらず、元の所管名のままで更新されていないものが散見された。

保有する備品を適切に維持管理するためには、備品票と備品台帳や備品リストとの照合・チェックが欠かせないことから、適正な備品票を確実に貼付するとともに、貼付が困難または適当でないものについては、状況に応じ適切な方法で番号を付したり、備品台帳に備品の設置箇所等を記載するなど工夫されたい。

4) 登録漏れはないか

購入した庁用器具類などについて登録漏れとなっているものは見当たらなかったが、寄贈等を受けた絵画、彫刻などの美術品について、備品登録されていないものが多数見受けられた。

現在保有し、または現存する高額重要備品と備品台帳や備品リストとのチェック・照合を確実に実施し、登録漏れはないか確認されたい。

(2) 備品の活用状況について

1) 使用日数別の状況

現存調査した高額重要備品の今年度の使用日数は、以下のとおりである。

表9 (件・%)

区 分	件 数	構成比
使用実績なし	151	32.9
1日から30日	25	5.4
31日から60日	9	2.0
61日から100日	3	0.7
101日以上(展示・常設除く)	25	5.4
展示・常設	225	49.0
その他	21	4.6
計	459	100.0

高額重要備品の使用実態を見ると、展示・常設が225件(49.0%)、絵画や自動券売機など使用実績のないものが151件(32.9%)を占めている。なお、総合博物館が保有する絵画等の美術品については、企画展などの展示計画がなかったことから、使用実績なしに含めて整理した。

2) 取得目的に沿った活用がされているか、活用頻度、遊休備品はないか

使用目的を失い使用見込みのないもの、破損や劣化により修理不能なもの、取得から数年で使用されなくなっているものや全く使用されていないものなどが、そのまま放置されているものが多数見受けられた。

また、現存調査においても、使用目的を失ったもの、使用見込みのないもの、破損

や劣化により修理不能なものなどのほか、全く使用されていないものが多数見受けられ、例えば、合併後木田庁舎において一括管理となったインターネット関連機器等が全く使用されていない状況も確認された。

高額重要備品購入時の必要性の判断が妥当であったのかなど、購入後の使用状況等を検証することも必要であり、また、遊休備品があれば、所管換えや備品の貸出しを含めた共同利用、再利用等についての情報を広く提供することなどにより、有効活用に向けた方策を検討するとともに、老朽化、故障等により使用できないものについては、廃棄や売却処分を進められたい。

(3) 取得、廃棄、所管換等の手続きについて

1) 物品の取得、廃棄、所管換に係る手続きは適正か

高額重要備品の取得に係る手続きはおおむね適正に処理されているが、重要備品が既に廃棄されているにもかかわらず、その手続きがとられず備品として登録されているものや、所管換手続きがとられていないものなど、不適切な事務処理が散見された。

備品登録システムを統括している契約課では、規則に基づき備品の管理事務や使用状況について、毎年度一定の時期に備品を所管する課等を抽出し検査を実施しているが、まずは、契約課で高額重要備品リストを作成し、高額重要備品を保有する所管課等が自ら保有・管理する備品とリストとを照合することが不可欠である。改めて、現在の高額重要備品の管理事務等を検証するとともに、適正な指導をされたい。

(4) 工事請負費で取得した備品の状況

冷暖房器具など施設工事に合わせ整備した設備等については、性質上物品に該当するものであっても、不動産の従物となっているものは公有財産に区分され(自治法第238条)、規則に基づく備品として登録されていない。また、学校の増改築に合わせ取得した給食用調理器具なども備品として登録されていないものが見受けられた。

このように給食用調理器具などを備品として登録しているものと、工事請負費で購入したものについては登録していないものが混在としている状況にある。

工事請負費で購入した高額重要備品を、独立した備品として使用する場合の取扱いについて、現状では特に定めがないことから、高額備品として把握されていないものが相当数にのぼると思われる。実態を把握し、その取扱いについて検討・整理されたい。

(5) 備品の登録状況の確認等について

備品管理システムでは、備品台帳に購入時の金額または現在金額を登録することとしているが、テレビ・ビデオ装置として備品登録し、その後、その一部を除却したことで購入価格が減少しているにもかかわらず、購入時の金額のまま掲載されていたものがあつた。

契約課及び所管課においては、備品台帳や備品リストに登録されている高額重要備品は登録時の内容に変更がないか、また、適正な価格であるか確認されたい。

第8 むすび

行政需要の多様化に伴い、事務事業の遂行や効率化などのために高額重要備品の役割は増大しているが、依然として厳しい財政状況のもと、重要備品の取得に当たっては費用対効果や使用頻度、事業計画などに十分配慮し、その必要性について判断することが必要である。

また、高額重要備品は、行政サービスを提供するための手段であるとともに、市の重要な「財産」である。「財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」(地方財政法第8条)としており、高額重要備品の管理に当たっては管理意識の徹底を図るとともに、より効率的で効果的な活用を図ることが重要である。

冒頭にも触れたように、上越市は保有する備品のうち、取得価格が1件100万円以上の高額重要備品は2,669件、取得価格の合計は約114億円と高額であり、貴重な公金により取得しているものが殆どである。これらは市民共有の財産であることから、厳正な管理やより一層の有効活用が求められている。

今回の行政監査の結果、高額重要備品の管理及び活用状況をみると、登録や廃棄の事務手続きに不備があるものや、十分に活用されていないものがあるなど、備品の重要性に対する認識が希薄な面も見受けられたことから、職員は常にコスト意識を持ち、定められたルールに従って適切な管理を行うことを望むものである。

最後に、現下の厳しい財政状況を改めて認識し、今後、高額重要備品については購入計画を策定するなど経費節減に努めるとともに、合併によりその保有数が増加した状況もあることから、決算書の附属書類である「財産に関する調書」と連結している「備品管理システム」のより一層の充実・強化に努めるとともに、物品管理規則を適宜見直すなど、高額重要備品の適正な管理と有効活用に努めていただきたい。